

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条の次に次の四条を加える。

(株式交換に際しての株式の発行の認可の申請)

第五条 会社は、法第九条第一項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換をする株式会社(以下「株式交換完全子会社」という。)の商号及び住所
二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 株式交換完全子会社の株主(会社を除く。以下同じ。)に対する株式の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由

(株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請)

第六条 会社は、法第九条第一項の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 株式交換に際して発行しようとする新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

四 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項

五 株式交換に際して株式交換完全子会社の株式の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の株式の交付を受ける株式交換完全子会社の株式の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権(以下「株式交換契約新株予約権」という。)の内容

六 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の株式の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

七 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

八 株式交換がその効力を生ずる日

九 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

(株式交換に際しての社債の発行の認可の申請)

第七条 会社は、法第九条第一項の規定により株式交換に際しての社債(新株予約権付社債を除く。以下同じ。)の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

六 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

七 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

八 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

九 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

十 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

十一 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

十二 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

十三 株式交換に際しての社債の発行の認可の申請

(新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出)

第八条 会社は、法第九条第三項の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 新株予約権につき、法第九条第一項の認可を受けた日

二 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数

三 新株予約権の行使に際して払込みをされた金額

四 新株予約権の行使により株式を発行した日

(東京地下鉄株式会社法施行規則の一部改正)

第五十九条 東京地下鉄株式会社法施行規則(平成十六年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「新株等の発行」を「新株等を引き受ける者の募集」に改め、同条第一項中「の発行」を「を引き受ける者の募集」に、「の発行に」を「を引き受ける者の募集に」に改め、同項第二号中「新株」を「募集株式」に改め、同項第二号から第八号までを次のように改める。

二 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。)又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金額の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七 特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

八 新株を引き受ける者の募集の方法

第一条第一項に次の一号を加える。

九 新株を引き受ける者の募集の目的

第一条第二項中「新株予約権又は新株予約権付社債の発行」を「募集新株予約権(募集新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。))を引き受ける者の募集」に、「新株予約権又は新株予約権付社債の発行」を「募集新株予約権を引き受ける者の募集」に改め、同項第一号から第七号までを次のように改める。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。)又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 株主に新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

七 特に有利な条件又は募集新株予約権の払込金額により募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

第一条第二項第八号及び第九号を削り、同項第十号中「新株予約権又は新株予約権付社債」を「募集新株予約権を引き受ける者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号中「新株予約権又は新株予約権付社債」を「募集新株予約権を引き受ける者」に改め、同号を同項第九号とし、同条第三項を削る。

第一条の次に次の二条を加える。

(株式交換に際しての株式等の発行の認可の申請)

第一条の二 会社は、法第四条第一項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換完全子会社の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法

三 株式交換に際して発行しようとする株式の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

四 株式交換に際して発行しようとする株式の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、新株予約権付社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

五 株式交換に際して発行しようとする株式の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の株式の交付を受ける株式交換完全子会社の株式の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権(以下「株式交換契約新株予約権」という。)の内容

六 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の株式の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

七 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項

八 株式交換がその効力を生ずる日

九 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由

(株式交換に際しての新株予約権の発行の認可の申請)